

I 関税改正等

第1. 令和2年度関税改正の概要等

令和2年度関税改正の概要及び規模

(1) 概要

令和2年度改正は、次の事項を中心として行われた。

- ① 暫定税率等の適用期限の延長等
- ② 個別品目の関税率の見直し
- ③ 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設
- ④ 納税環境整備

以下あらましについて説明する。

① 暫定税率等の適用期限の延長等

令和2年3月31日に適用期限の到来する暫定税率（416品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、これらの適用期限を1年延長するとともに、令和2年1月の日米貿易協定発効に伴い、牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置の適用対象が実質的に無くなるため、同緊急措置は措置しない。

また、加糖調製品のうち6品目について、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引下げ。

さらに、令和2年3月31日に適用期限の到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を3年延長し、沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）についても、適用期限を2年延長。

② 個別品目の関税率の見直し

輸入や国内生産の状況等を踏まえつつ、国内産業の競争力強化の観点から、自動車安全

部品用イグナイター等5品目について、基本税率を無税化。

※その他の4品目は、CHDM（1,4-シクロヘキサジメタノール）、3,5-DMP（1,1-ジメチル-3,5-ジメチルピペリジニウム=ヒドロキシド）、アルキルベンゼン及びリバーレース。

③ 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設

欧州・北米航路のコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）に入港する際のとん税及び特別とん税について、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合の税率を軽減。

④ 納税環境整備

納税環境整備に係る内国税の規定を踏まえ、無申告加算税の賦課決定の期間制限、還付加算金及び延滞税の特例基準割合並びに外国当局等に対する情報提供要請を行った場合の更正決定等の期間制限について規定を整備。

(2) 改正の規模

今回の改正のうち、個別品目の関税率等の見直し等により、10億円の減収を見込んでいる。また、令和2年度の関税収入予算額は、9,460億円となっており、租税及び印紙収入予算に占める関税収入予算の割合は、1.5%（一般会計ベース）になる。

（参考）とん税及び特別とん税については、特例措置の創設により、約5億円（とん税約2億円、特別とん税約3億円）の減収を見込んでいる。（一定の仮定の下での機械的な試算。）

第2. 特殊関税制度の概要等

1. 特殊関税制度

我が国の特殊関税制度としては、報復関税、相殺関税、不当廉売関税、緊急関税等がある。〔参考1〕

報復関税とは、WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するために必要があると認められる場合、又はある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な扱いをしている場合に課する割増関税である。

相殺関税、不当廉売関税とは、輸出国等による補助金交付又は輸出者等による不当廉売（ダンピング）という貿易秩序を乱す行為に対処するために課する割増関税である。

緊急関税とは、外国における価格の低落等による輸入の増加から我が国の産業を緊急に保護するために課する割増関税である。

更には、各国及び各地域との経済連携協定の締結に伴い、経済連携協定に基づく関税の緊急措置制度が導入されている。

2. 特殊関税をめぐる最近の動向等

(1) 報復関税制度

① 報復関税制度の概要〔参考1, 2〕

報復関税は、関連する国内法令（関税率法第6条及び報復関税等に関する政令）及びWTO協定（関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第23条及び紛争解決に係る規則及び手続に関する了解）に基づき、WTO協定上の本邦の利益を守り若しくはWTO協定の目的を達成するため必要があると認められるときに又はある国が本邦の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしていると認められるときに、課することができる割増関税である。

措置内容としては、当該貨物の課税価格と同額以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。なお、WTO紛争解決機関等の承認に基づき措置をとる場合には、その承認の範囲内において課することとなっている。

報復関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。ただし、直ちに報復関税を課す必要がある場合は、諮問することなく課すことも可能だが、その場合は、課した後速やかに、審議会に報告しなければならない。なお、措置を変更若しくは廃止する際にも、同様の手続をとることとされている。

② バード修正条項について

バード修正条項（注1）は、平成15年（2003年）1月にWTO協定違反が確定したが、米国は同年12月の是正期限内に是正しなかった。

平成16年（2004年）1月、我が国及びEC等8カ国・地域はWTOに対して対抗措置の承認を申請した（注2）。これに対し、米国が対抗措置の規模について異議を申し立て、本件は仲裁手続に付託された。

同年8月31日、仲裁人から共同申立国の対抗措置の規模（注3）を決定する判断が提示された。

この結果を受け、同年11月10日、我が国及びEC等7カ国・地域はWTOに対して再度対抗措置の承認申請を行い、同月26日に承認された（チリは同年12月に申請を行い、同月に承認）。

その後、米国がバード修正条項を廃止する等の是正措置を行わなかったことから、平成17年（2005年）9月1日、対象品目を玉軸受等15品目、税率を15%、課税期間を1年間として報復関税を課した。

（注1） バード修正条項は、米国の1930年関税法を修正する条項であり、不当廉売関税及び相殺関税により米国政府が得た税収を、不当廉売又は補助金による被害を申し立てた国内企業等に対して分配する法律。

（注2） 平成16年（2004年）1月に対抗措置の承認申請を行った国は、我が国、EC、カナダ、ブラジル、チリ、インド、韓国、メキシコの8カ国・地域。

（注3） 我が国の対抗措置の規模は、バード修正条項による我が国の対米輸出減少推計額（直近年の分配額に0.72を乗じた額）以下とされた。

（参考1） 各国の動向

EC及びカナダは、平成17年（2005年）5月より、メキシコは、同年8月より、対抗措置を発動。

平成18年（2006年）2月8日、米国において、①バード修正条項を廃止する、②ただし、平成19年（2007年）10月1日前に米国に輸入された物品に対する不当廉売関税等は、引き続き同条項に基づき分配する、との内容を含む2005年赤字削減法が成立したが、上記②のとおり、引き続き分配は行われるため、WTO協定違反の状態が継続することとなった。

バード修正条項に対する報復関税については、WTO協定違反の状態が継続しているため、平成18年（2006年）から平成25年（2013年）まで毎年、対抗措置を1年間延長した。その間、分配額の減少に応じて、平成20年（2008年）の延長以降、対象品目を2品目（玉軸受及び円すいころ軸受）に絞り込むとともに、税率を順次10.6%、9.6%、4.1%及び1.7%に変更し、平成24年（2012年）の延長に際しては、分配額の更なる減少に応じて、対象品目を1品目（円すいころ軸受）に絞り込むとともに、税率を4.0%に変更した。平成25年（2013年）には、米国による分配額が前年から大幅に増加したことか

ら、対象品目を玉軸受等の13品目に拡大するとともに、税率を17.4%に変更した。

平成26年（2014年）9月以降は、分配額が僅少である事等から、報復関税を課さないこととしているところであるが、WTOに対して、①米国による分配は、WTO是正勧告の不履行に該当すること、②報復関税を発動する権利を引き続き有する旨、通報を行っている。

（参考2） バード修正条項廃止後の各国の動向

EUは令和元年（2019年）5月1日より対抗措置をさらに1年間延長。4品目に対して0.001%の対抗措置を表明。

カナダは、米国の国際貿易裁判所が、バード修正条項をカナダ産品に係る関税に適用することはNAFTAに違反すると判断したこと等から、平成18年（2006年）5月に対抗措置を継続しなかった。ただし、対抗措置の権利は留保している。

メキシコは、平成18年（2006年）9月から同年10月まで、期間を限定して対抗措置を発動。

※ 平成18年（2006年）年7月の米国国際貿易裁判所判決を受けて、2006米国財政年度以降、カナダ及びメキシコに係る分配額はゼロとなっている。

(2) 相殺関税制度

① 相殺関税制度の概要〔参考1, 3〕

相殺関税は、関連する国内法令（関税定率法第7条及び相殺関税に関する政令）及びWTO協定（GATT第6条及び補助金及び相殺措置に関する協定（補助金相殺措置協定））に基づき、外国において補助金の交付を受けた貨物の輸入が、本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

相殺関税を課するためには、本邦の産業に利害関係を有する者からの課税の求め等に基づき調査を行い、客観的データに基づき事実の認定を行う必要がある。

措置内容としては、補助金額と同額以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。

発動期間については、5年以内とされているが、補助金の交付を受けた貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が発動期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められる場合には、さらに5年以内の

延長が可能である。

調査開始後60日が経過した後、調査の完了前であっても、十分な証拠により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、4ヶ月の期間内で、暫定措置を発動することができる。

相殺関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。なお、措置を延長、変更若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

②（事例）韓国ハイニックス社製DRAMに係る相殺関税について

平成16年（2004年）6月16日に、エルピーダメモリ株式会社及びマイクロンジャパン株式会社の2社から財務大臣に対して、韓国ハイニックスセミコンダクター社（ハイニックス社）製DRAMに係る相殺関税の課税の求めがなされた。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年8月4日、政府は調査を開始した。その後、平成17年（2005年）8月2日に、調査期間が6ヶ月間延長された。

調査の結果、補助金の交付を受けた貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、平成18年（2006年）1月27日から相殺関税を課した。

平成18年（2006年）6月19日、韓国政府の求めによりWTO紛争解決機関の小委員会（パネル）が設置され、平成19年（2007年）12月17日、パネル及び上級委員会での審理を経て、WTO協定に整合的ではない部分の是正を求める勧告が採択された。

平成20年（2008年）1月30日、政府は、当該是正勧告を実施するために調査を開始した。調査の結果及び当該是正勧告の内容を踏まえ、補助金についての事情の変更が認められたことから、同年9月1日から税率を27.2%から9.1%に変更した。

同月29日、ハイニックス社から財務大臣に対して、ハイニックス社製DRAMに係る相殺関税の廃止の求めがなされた。

当該廃止の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年10月15日、政府は、調査を開始した。

調査の結果、補助金についての事情の変更が認められ、平成21年（2009年）4月23日に相殺関税を廃止した。

(3) 不当廉売関税制度

① 不当廉売関税制度の概要〔参考1, 4〕

不当廉売関税は、関連する国内法令（関税定率法第8条及び不当廉売関税に関する政令）及びWTO協定（GATT第6条及び1994年のGATT第6条の実施に関する協定（ダンピング防止協定））に基づき、不当廉売（正常価格（輸出国における国内販売価格等）より低い価格で輸出のために販売することをいう。）された貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（本邦の産業に与える実質的な損害等の事実）がある場合において、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

不当廉売関税を課するためには、本邦の産業に利害関係を有する者からの課税の求め等に基づき調査を行い、客観的データに基づき事実の認定を行う必要がある。

措置内容としては、不当廉売された貨物の正常価格と輸出のための販売価格との差額（不当廉売差額）以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。

発動期間については、5年以内とされているが、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が発動期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められる場合には、さらに5年以内の延長が可能である。

調査開始後60日が経過した後、調査の完了前であっても、十分な証拠により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、原則4ヶ月の期間内で、暫定措置を発動することができる。

不当廉売関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。なお、措置を延長、変更若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

②（事例）韓国及び中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る不当廉売関税調査

平成29年（2017年）3月6日、株式会社ベンカ

ン機工、日本ベンド株式会社及び古林工業株式会社（申請書掲載順）から財務大臣に対して、韓国及び中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手（流体を必要な場所へ運ぶ役割を果たす配管において管と管を接続する等の用途に使用される配管部材）に係る不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同月31日、政府は調査を開始した。

調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、同年12月28日から暫定的な不当廉売関税（暫定措置）を課した（4ヶ月間）。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、平成30年（2018年）3月31日から不当廉売関税（確定措置）を課した（5年間）。

③（事例）中国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間の延長調査

平成20年（2008年）9月1日から不当廉売関税を課している中国産電解二酸化マンガン（主に一次電池の正極材に使用される）について、平成30年（2018年）3月2日、東ソー日商株式会社及び東ソー株式会社（申請書掲載順）から財務大臣に対し、課税期間の延長の求めが提出された。

当該課税期間の延長の求めを受け、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年4月18日、政府は調査を開始した。

調査の結果、課税期間の満了後に、不当廉売された貨物の輸入が継続し、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがあると認められたことから、課税期間を延長した（5年間）。

なお、同じく不当廉売関税を課していたスペイン産及び南アフリカ産については、延長の求めが提出されなかったことから、平成31年（2019年）3月4日、課税を終了した（オーストラリア産については、平成25年8月31日に課税終了）。

④（事例）中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに係る不当廉売関税調査

令和元年（2019年）8月5日、株式会社大八化学工業から財務大臣に対して、中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関

税を課することを求める書面が提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年9月26日、政府は調査を開始した。

調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、令和2年6月27日から暫定的な不当廉売関税（暫定措置）を課した（4ヶ月間）。

⑤（事例）韓国産炭酸カリウムに係る不当廉売関税調査

令和2年（2020年）4月30日、カリ電解工業会から財務大臣に対して、韓国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税を課することを求める書面が提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年6月29日、政府は調査を開始した。

（参考）現在発動中の措置の概要

課税物件	原産地・税率	課税期間
電解二酸化マンガ	中国：34.3%、46.5% （※オーストラリア産（29.3%）は、2013年8月31日に課税終了。 スペイン産（14.0%）及び南アフリカ産（14.5%）は2019年3月4日に課税終了。）	2008年9月1日から 2024年2月29日まで
水酸化カリウム	韓国：49.5% 中国：73.7%	2016年8月9日から 2021年8月8日まで
高重合度ポリエチレンテレフタレート	中国：39.8%～53.0%	2017年12月28日から 2022年12月27日まで
炭素鋼製突合せ溶接式継手	韓国：41.8%、69.2% 中国：57.3%	2018年3月31日から 2023年3月30日まで
トリス（クロロプロピル）ホスフェート	中国：37.2%（暫定措置）	2020年6月27日から 2020年10月26日まで （暫定措置）

（4）緊急関税制度

① 緊急関税制度の概要〔参考1、5〕

緊急関税は、関連する国内法令（関税定率法第9条及び緊急関税等に関する政令）及びWTO協定（GATT第19条及びセーフガードに関する協定（セーフガード協定））に基づき、外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加の事実があり、当該貨物の輸入が本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合において、国民

経済上緊急に必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

措置内容としては、同種・競合貨物の国内適正卸売価格から対象貨物の課税価格及び通常の関税率による税額を控除した額と同額以下の割増関税を発動政令により課すること又は譲許税率の撤回・修正をすることとされている。

発動期間については、4年以内とされているが、発動期間の満了後においても当該貨物の輸入の増加による本邦の産業に与える重大な損害等の事実が継続すると認められ、かつ、本邦の産業が構造調整を行っているとして認められる場合には、通算8年以内の延長が可能である。

調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により当該貨物の輸入の増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急の必要があると認められるときは、200日の期間内で、暫定措置を発動することができる。

緊急関税を発動しようとする又は発動した場合は、WTO協定に基づく貿易相手国との協議により、他品目の譲許の修正等を行うことができるとされている。

また、外国において緊急措置がとられた場合において、WTO協定に規定する事情があると認められる場合には、対抗措置として、輸入される貨物の課税価格と同額以下の割増関税を課すること又は当該貨物に係る譲許を停止することができる。ただし、当該外国における緊急措置が、輸入数量の増加の事実に基づきとられた場合には、当該措置がとられた日から3年間は対抗措置を行使することはできない。

緊急関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。ただし、直ちに緊急関税を課す必要がある場合は、諮問することなく課すことも可能だが、その場合は、課した後速やかに、審議会に報告しなければならない。なお、措置を延長、撤回若しくは緩和する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

② ねぎ等3品目に係るセーフガード事案について

ねぎ等3品目（ねぎ、生しいたけ、畳表）に係るセーフガードについては、平成12年（2000年）12月22日に調査を開始し、平成13年（2001年）4月10日に財務大臣、経済産業大臣及び農林水産大

臣の3大臣がセーフガード暫定措置の発動及び具体的内容を決定し、同月23日から実施した（同年11月8日までの200日間）。

これに対し、中国は、セーフガード暫定措置に対する対抗措置として、同年6月22日から、我が国より輸入する自動車等3品目（自動車、携帯・車載電話、空調機）に対して、通常の関税に加え100%の特別関税の徴収を実施した。

同年10月8日及び21日、小泉総理が、それぞれ、朱鎔基総理及び江沢民国家主席と首脳会談を、また、同月17日、平沼経済産業大臣が石広生対外貿易経済合作部長と会談を行い、セーフガード問題については話し合いにより解決していくことで意見の一致をみた。

これらを受け、同月25日、セーフガード関係閣僚会合（3大臣の他、官房長官及び外務大臣が出席）が開かれ、同年11月8日の暫定措置の期限切れ後も直ちに確定措置に移行することはせず、二国間協議を継続させることとした。

その後、様々なレベルによる日中協議が精力的に行われた結果、セーフガードの政府調査の期限である同年12月21日、平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との間

で、①我が国がセーフガード確定措置を実施しないこと、②中国が特別関税措置を撤廃すること、③農産品3品目に係る日中貿易スキームを早急に構築すること、を内容とする「日中双方のねぎ、生しいたけ、曇表の農産品の貿易摩擦に関する覚書」が合意された。

上記の合意を受け、我が国は、同月25日、ねぎ等3品目に対するセーフガード確定措置を発動しない旨の財務省及び経済産業省告示を行い、中国は、同月26日、我が国からの自動車等3品目に対する特別関税措置を翌27日から停止する旨の公告を行った。

日中間の上記の合意に従い、日中貿易スキームを構築し、秩序ある貿易を促進するため、平成14年（2002年）2月7日及び8日に上海においてねぎ等3品目に係る第1回日中農産物貿易協議会が開催され、以後、開催されている累次の会合において（我が国からは生産者団体、輸入業者団体及びオブザーバーとして関係省担当者が出席）、日本市場における需要見通し、日中双方の生産見通し、中国側の自主的な措置の効果的な実施等に関する情報交換が行われている。

(参考) 我が国の特惠関税制度の概要

1. 意義及び経緯

開発途上国等からの輸入を促進するため、開発途上国等から輸入される一定の農水産品、鉱工業品につき通常の関税率より低い特惠税率を適用する制度。LDC（後発開発途上国）の産品に対しては、特惠税率を一律無税とする、一層の優遇が行われている（LDC特惠措置）。

我が国では昭和46年に導入されて以来、10年ずつ4回延長され、平成23年度改正により適用期限は平成32年度末までとされている。

2. 特惠受益国及び地域

128ヶ国及び5地域（別表1）

（注）平成12年度から、世界銀行統計の「高所得国」に3年連続該当した国・地域については、特惠関税を適用しないこととしている（特惠卒

業）。そのため、平成12年度から韓国・台湾・香港・シンガポール等19の国・地域、平成15年度からスロベニア、平成18年度からバーレーン、平成19年度から仏領ポリネシア地域、平成21年度からサウジアラビア、平成23年度からオマーン等3ヶ国、平成24年度から英領アンギラ地域等7地域、平成25年度からクロアチア、平成28年度からクック、平成29年度からチリ等3ヶ国、平成30年度からセーシェル、アンティグア・バーブーダについて、それぞれ特惠関税を適用しないこととした。また、令和元年度から、3年連続して世銀統計における「高中所得国」に該当し、かつ、世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上に該当した国・地域についても、特惠関税を適用しないこととしている。そのため、令和元年度から中国等5ヶ国について、それぞれ特惠関税を適用しないこととした。

3. 農水産品・鉱工業品別の一般特惠措置の内容

	農水産品（HS1～24類）	鉱工業品（HS25～97類）
特惠対象品目	有税品約1,972品目中416品目	有税品約4,241品目中、毛皮、合板、繊維製品等及びLDC特惠対象品目を除く3,199品目
特惠税率	個々の品目ごとに通常の関税率より引下げ	① 原則として無税 ② ただし、関税暫定措置法別表第3の品目（1,112品目）は一般税率の20%、40%、60%、80%
特惠停止方法	エスケープ・クローズ方式 <ul style="list-style-type: none"> ・国内産業に損害を与える等の場合に、政令で特惠適用を停止 ・発動の実績なし 	エスケープ・クローズ方式（同左）

（注1）産品の国際競争力等を勘案した国別・品目別特惠適用除外措置あり。（別表2）

（注2）品目数は、令和2年4月1日時点の輸入統計品目番号に基づき計上。以下同じ。

4. LDC（後発開発途上国）に対する特別特惠措置（LDC特惠措置）

(1) LDC特惠受益国

LDC46ヶ国。平成20年度からカーボベルデ、平成23年度からモルディブ、平成26年度からサモア、令和元年度から赤道ギニアが対象国から除外された。

(2) LDC特惠措置の内容

上記3.の特惠対象品目全てに加え、LDC特惠対象品目（2,389品目（農水産品1,394品目、鉱工業品995品目））について、無税・無枠。

5. 輸入手続及び原産地認定基準等

(1) 特惠適用物品の輸入手続

特惠関税を適用して輸入する物品についても、一般の輸入貨物とほぼ同様の手続により通関を行うことになっている。すなわち、特惠適用物品の輸入者は、その品名、数量、価格等を税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

特惠適用輸入の場合、更に、原産地認定基準を満たしていることを証明するため、輸入申告等の際し、輸入貨物の原産地の税関又はこれに準ずる機関が発給した「一般特惠制度原産地証明書（様

式A)」を税関に提出しなければならない（税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品、課税価格の総額が20万円以下の物品又はこれらに該当しない物品で特例申告の対象となる物品については、これらの書類の提出は不要である。ただし、当該特例申告の対象となる物品であっても、同書類の発給を受けていることは必要となる）。

(2) 原産地認定基準

特惠関税は、特惠受益国又は地域を原産地とする物品のみを対象として適用される。このため、特惠関税の適用を受けようとする物品が特惠受益国又は地域の原産品であるかどうかを認定するための特惠原産地認定基準が定められている。

① 一般基準

次に掲げる物品は、その生産を行った国又は地域が原産地となる。

イ 一の特恵受益国又は地域において完全に生産された物品（完全生産品）

ロ 一の特恵受益国又は地域において、他の国の原産品をその原材料の全部又は一部として、これに実質的な変更（HS4桁の分類の変更等）を加える加工又は製造により生産された物品（実質加工品）

② 自国関与基準

一の特恵受益国又は地域において、我が国から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品のうち、我が国から輸出された物品をその特惠受益国又は地域の完全生産品とみなした場合に、上記①の基準を満たすこととなる物品は、その特惠受益国又は地域の原産品として取り扱われる。

ただし、毛皮製品等特定の製品については、この基準の適用対象から除外されている。

③ 累積原産地制度

インドネシア、フィリピン及びベトナムの3ヶ国（以下「東南アジア諸国」という。）のうちの二以上の国を通じて生産が行われて、本邦へ輸出される物品については、東南アジア諸国を一の国とみなして上記①及び②の原産地認定基準が適用される。この結果、一の東南アジア諸国の完全生産品及び本邦からの自国関与物品は東南アジア諸国の完全生産品とみなされるとともに、一の東南アジア諸国で行われた加工・製造は、東南アジア諸国において行われたものとみなされることとなる。

より具体的には、実質加工品の認定上、製品に

占める原産品（当該国を原産国とする原材料）については次のような効果が生じることになる。

イ 「原産品割合」の算定においては、次に掲げる物品が東南アジア諸国産品として扱われる。

(i) 東南アジア諸国産品のみから成る原材料のすべて

(ii) 本邦から東南アジア諸国のうちの一の国に輸出された物品のみから成る原材料のすべて

(iii) 前記(i)及び(ii)に掲げる物品のみから成る原材料のすべて

ロ 加工・製造の工程については、生産に関わった東南アジア諸国全体として一定の加工・製造の要件を充足すれば、原産品としての資格が付与される。

以上の結果、その原産地が東南アジア諸国とされる物品については、当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。

(3) 運送要件

(2)の基準により認定された特惠受益国原産品が特惠関税の適用を受けるためには、更に、次に掲げる運送要件のいずれかを満たす必要がある。

① 原産地である特惠受益国等からその他の国又は地域（以下「非原産国」という。）を経由しないで日本へ向けて直接に運送されること（直接運送）。

② 原産地である特惠受益国等から非原産国を経由して日本へ輸入されるが、その経由が運送上の理由から非原産国において単に積替え又は一時蔵置がされたにすぎないこと。

③ 原産地である特惠受益国等から非原産国において一時蔵置するため又は博覧会、展示会その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）に出品するため輸出され、その後、当初における特惠受益国等の輸出者により、その非原産国から①又は②に準ずる運送方法で日本向けに輸出されること。

なお、②又は③に規定する積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品は、その非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において同国の税関の監督下で行われなければならない。また、上記②又は③に該当していることを証明するため、輸入申告等に際し、イ、当該物品の原産地である特惠受益国等から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、ロ、積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品がされた非原産国の税関その他の権限を有

する官公署が発給した証明書，又はハ、これらの書類以外の書類で税関長が適当と認めるもの、のいずれかを提出しなければならない（課税価格の総額が20万円以下の物品又は特例申告の対象となる物品については、これらの書類の提出は不要である。）。

(別表1) 特恵受益国及び地域一覧表 (令和2年度)

番号	国 又は 地域名	番号	国 又は 地域名	番号	国 又は 地域名
1	<u>アゼルバイジャン</u>	51	ジャマイカ	101	<u>ベナン</u>
2	<u>アフガニスタン</u>	52	ジョージア	102	ベネズエラ
3	アルジェリア	53	シリア	103	ベラルーシ
4	アルゼンチン	54	ジンバブエ	104	ペリール
5	アルバニア	55	<u>スーダン</u>	105	ペルー
6	アルメニア	56	スリナム	106	ボスニア・ヘルツェゴビナ
7	<u>アンゴラ</u>	57	スリランカ	107	ボツワナ
8	<u>イエメン</u>	58	赤道ギニア	108	ボリビア
9	イラク	59	<u>セネガル</u>	109	ホンジュラス
10	イラン	60	セルビア	110	マーシャル
11	インド	61	セントビンセント	111	<u>マダガスカル</u>
12	インドネシア	62	セントヘレナ及びその附属諸島地域	112	<u>マラウイ</u>
13	ウガンダ	63	セントルシア	113	マリ
14	ウクライナ	64	<u>ソマリア</u>	114	ミクロネシア
15	ウズベキスタン	65	<u>ソロモン</u>	115	南アフリカ共和国
16	エクアドル	66	タジキスタン	116	<u>ミャンマー</u>
17	エジプト	67	<u>タンザニア</u>	117	モリシャス
18	エスワティニ	68	チャド	118	モーリタニア
19	<u>エチオピア</u>	69	中央アフリカ	119	<u>モザンビーク</u>
20	<u>エリトリア</u>	70	チュニジア	120	モルディブ
21	エルサルバドル	71	<u>ツバル</u>	121	モルドバ
22	ガーナ	72	<u>トーゴ</u>	122	モロッコ
23	カーボベルデ	73	トケラウ諸島地域	123	モンゴル
24	ガイアナ	74	ドミニカ	124	モンテネグロ
25	カザフスタン	75	ドミニカ共和国	125	モントセラト地域
26	ガボン	76	トルクメニスタン	126	ヨルダン
27	カメルーン	77	トルコ	127	ヨルダン川西岸及びガザ地域
28	ガンビア	78	トンガ	128	<u>ラオス</u>
29	<u>カンボジア</u>	79	ナイジェリア	129	リビア
30	北マケドニア	80	ナミビア	130	<u>リベリア</u>
31	<u>ギニア</u>	81	ニウエ	131	<u>ルワンダ</u>
32	<u>ギニアビサウ</u>	82	ニカラグア	132	<u>レソト</u>
33	キューバ	83	<u>ニジェール</u>	133	レバノン
34	キリバス	84	<u>ネパール</u>		
35	キルギス	85	<u>ハイチ</u>		
36	グアテマラ	86	パキスタン		
37	グレナダ	87	パナマ		
38	ケニア	88	<u>バヌアツ</u>		
39	コートジボワール	89	バブアニューギニア		
40	コスタリカ	90	パラオ		
41	コンゴ	91	パラグアイ		
42	<u>コモロ</u>	92	<u>バングラデシュ</u>		
43	コロンビア	93	<u>東ティモール</u>		
44	コンゴ共和国	94	フィジー		
45	<u>コンゴ民主共和国</u>	95	フィリピン		
46	サモア	96	<u>ブータン</u>		
47	<u>サントメ・プリンシペ</u>	97	<u>ブルキナファソ</u>		
48	<u>ザンビア</u>	98	<u>ブルンジ</u>		
49	<u>シエラレオネ</u>	99	米領サモア地域		
50	ジブチ	100	ベトナム		

※アンダーラインは、「特別特恵（LDC特恵）受益国」であることを示す。

(別表2) 産品の競争力に基づく国別・品目別特惠適用除外措置の対象品目

(1) 農水産品(第1~24類)

平成31年4月1日から令和4年3月31日まで特惠適用が除外される品目

関税率表番号等	主な品名	原産地
1007.90ex	グリーンソルガム(播種用以外のもの、飼料用以外のもの)	アルゼンチン

(参考1) 特恵対象物品輸入額及び特恵適用輸入額の推移

(単位：百万円)

区 分		年 度	29年度	30年度	令和元年度	構成比 (%)
全 世 界 か ら の 総 輸 入 額			76,810,476	82,318,969	77,171,390	100.0
特 恵 受 益 国 か ら の 輸 入 額	計	総 輸 入 額	34,336,179	35,280,182	9,112,807	11.8
		(A) 特 恵 対 象 物 品	4,870,120	5,264,363	1,587,670	2.1
		(B) 特 恵 適 用 額	1,398,071	910,276	534,382	0.7
		(内 LDC)	362,242	453,357	460,397	
		適 用 率 (B)／(A)	28.7%	17.3%	33.7%	
	農 水 産 品	総 輸 入 額	3,095,151	3,047,836	1,035,320	1.3
		(C) 特 恵 対 象 物 品	663,886	678,988	298,909	0.4
		(D) 特 恵 適 用 額	130,097	99,586	67,477	0.1
		(内 LDC)	29,069	28,024	28,190	
		適 用 率 (D)／(C)	19.6%	14.7%	22.6%	
鉱 工 業 品	総 輸 入 額	31,241,028	32,232,346	8,077,487	10.5	
	(E) 特 恵 対 象 物 品	4,206,234	4,585,375	1,288,761	1.7	
	(F) 特 恵 適 用 額	1,267,974	810,690	466,906	0.6	
	(内 LDC)	333,173	425,333	432,207		
	適 用 率 (F)／(E)	30.1%	17.7%	36.2%		

(注1) 確定値による(令和元年度中、令和2年1月～3月は確報値)。

(注2) (内 LDC)は、LDC特恵受益国からの一般特恵適用額とLDC特恵適用額の合計値。

(注3) (A)、(C)及び(E)の輸入額は、一般特恵受益国(LDC特恵受益国を含む。)からの一般特恵対象物品の輸入額とLDC特恵受益国からのLDC特恵対象物品の輸入額の合計値。

(参考2) 我が国の国・地域別特惠適用輸入実績の推移(上位20位まで)

(単位:百万円)

順位	29年度			30年度			令和元年度		
	国・地域名	特 惠 輸入実績	構成比 (%)	国・地域名	特 惠 輸入実績	構成比 (%)	国・地域名	特 惠 輸入実績	構成比 (%)
	総 額	1,398,071		総 額	910,276		総 額	534,382	
1	中華人民共和国	919,996	65.8	中華人民共和国	368,959	40.5	カンボジア	146,566	27.4
2	バングラデシュ	115,176	8.2	バングラデシュ	144,387	15.9	バングラデシュ	141,481	26.5
3	カンボジア	113,386	8.1	カンボジア	143,603	15.8	ミャンマー	130,072	24.3
4	ミャンマー	98,393	7.0	ミャンマー	119,767	13.2	マダガスカル	17,069	3.2
5	ブラジル	29,441	2.1	マダガスカル	20,047	2.2	南アフリカ共和国	15,581	2.9
6	モーリタニア	14,916	1.1	南アフリカ共和国	17,116	1.9	モーリタニア	14,391	2.7
7	南アフリカ共和国	14,754	1.1	モーリタニア	14,598	1.6	エクアドル	12,117	2.3
8	エクアドル	13,636	1.0	エクアドル	11,529	1.3	トルコ	9,475	1.8
9	マダガスカル	10,692	0.8	ブラジル	11,443	1.3	スリランカ	6,637	1.2
10	インドネシア	8,427	0.6	トルコ	7,967	0.9	ラオス	6,481	1.2
11	スリランカ	7,299	0.5	スリランカ	7,039	0.8	コロンビア	5,449	1.0
12	トルコ	6,865	0.5	コロンビア	6,512	0.7	モロッコ	3,656	0.7
13	コロンビア	6,741	0.5	ラオス	6,279	0.7	イラン	2,932	0.5
14	ラオス	5,728	0.4	モロッコ	4,971	0.5	ケニア	2,695	0.5
15	モロッコ	5,434	0.4	イラン	3,115	0.3	ベトナム	1,958	0.4
16	イラン	2,776	0.2	ケニア	2,202	0.2	ガーナ	1,957	0.4
17	ケニア	2,548	0.2	ベトナム	1,971	0.2	グアテマラ	1,817	0.3
18	ベトナム	2,273	0.2	ガーナ	1,703	0.2	パキスタン	1,703	0.3
19	タイ	2,175	0.2	パキスタン	1,604	0.2	インド	1,232	0.2
20	アルゼンチン	1,883	0.1	アルゼンチン	1,449	0.2	セネガル	1,063	0.2

(注1) 確定値による(令和元年度中、令和2年1～3月は確報値)。

(注2) 特惠輸入実績は、一般特惠適用輸入額及びLDC特惠適用輸入額の合計値。